

令和3年第7回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和3年7月28日 午前9時00分～午前9時20分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (13名)
1 和田正夫・3 伊藤弘康・4 式地数一・5 秦泉寺博隆・6 仁井田亮一郎
7 伊藤正枝・8 西村美佐江・9 澤田順一・10 川村正光・11 竹政寛
12 永野博隆・13 西村尚・14 細川盛次
4. 欠席委員 2 和田勇 (1名)
5. 職務による出席者 書記 出島美穂
その他の出席者 農地利用最適化推進委員 和田真司・和田廣信
6. 議事日程
議案審議
第1号議案 農地法第3条による許可申請について
7. 会議の次第

事務局 出島：おはようございます。只今から令和3年第7回土佐町農業委員会総会を始めます。本日、欠席の委員は和田勇委員の1名です。また、本日は農地パトロールについてお話するため、農地利用最適化推進委員の皆さんにも出席していただいています。議決には参加ができませんので、ご留意をお願いします。農業委員会会議規則第5条により、総会の成立には過半数の委員の出席が必要です。成立要件を満たしていることを報告します。それでは会長をお願いします。

会長：おはようございます。令和3年第7回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。13番西村尚委員、14番細川盛次委員の2名を指名致しますのでよろしくお願い致します。

会長：続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可については町農業委員会が許可をだす権限を持ちます。今回は2件あります。1件目について説明します。

以上です。

会長：私からの補足説明は

会長：他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて2件目について、事務局の説明を求めます。農業委員会会議規則第11条により、自己または同居の親族もしくはその配偶者が関係する疑義に参加することはできません。2件目は秦泉寺博隆委員にかかる審議です。

会長：本件は農業委員会会議規則第11条、議事参与の制限に該当する案件でありますので、5番秦泉寺博隆委員は退出をお願いします。

(秦泉寺博隆委員退出)

会長：あらためて事務局より2件目の説明を求めます。

事務局 出島：2件目について説明します。

以上です。

会長：細川委員から補足説明はありませんか。

他委員：なし

会長：他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。以上で議案審議を終わります。秦泉寺博隆委員の入室を許可します。

(秦泉寺博隆委員入室)

事務局 出島：全体研修についてお知らせします。今年はコロナ感染拡大もあり、開催日時や、開催方法など昨日の時点で、現在詳細が決まっていないとのことでした。詳細が分かり次第お知らせします。

次に、農地パトロールについて説明します。平成21年12月の農地法改正により、農地法第30条第1項＝毎年1回区域内の「農地の利用状況調査」が義務付けられました。

平成22年3月、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、概ね10年後には食料自給率を50%に、耕作放棄地の解消と優良農地の確保、担い手の育成、確保等がうたわれ、農地は農地として有効利用されるべきものとして、遊休農地（いわゆる耕作放棄地）の解消と担い手への農地集積が課せられました。担い手への農地集積の国の定めた目標は8割で、現在高知県の集積率は58パーセント、町の集積率は25%です。

農業委員会は、「利用状況調査」として「農地パトロール」を行います。

すべての農地が調査対象です。道路からの目視で次のことを確認してください。

遊休農地が新たに発生していないか、遊休農地であったところが解消されているか。また、そのほかの目的として農地の違反転用の早期発見や農地法による許可案件や利用権設定等農地の履行状況の確認などがあります。

前回までに報告をいただいたものは、お配りしたファイルに入っている航空写真または地図に記入しています。既に転用済みの土地について、道路や山林、宅地等で今後農地に戻らないことが確実な場合は現地調査は不要です。航空写真等にはそういった土地も記載をしています。なお、梅や栗などについても管理をしていれば畑に含まれますので、遊休農地での報告は不要です。

新たに耕作がされていない農地を発見した場合は、地図・航空写真等に記載をお願いします。

割り当て地区については、配布資料の最後に地区分担の資料をつけています。農業委員さんの区割りを基本にしていますが広い所は推進委員さんにも割り当てしています。ケースにはってある地区の確認をお願いします。

遊休農地（耕作放棄地）について 説明します。

遊休農地はその状態によって、分類して報告していただきます。

一つ目はA分類で、人力・農業用機械で草刈り等を行うことで直ちに耕作可能な土地や草刈り等では直ちに耕作できないが、整備をすれば農業利用可能な土地、草刈り等で耕作可能な土地、多少手入れをすれば耕作可能な土地が該当します。

今年度より、このA分類を二つにわけて報告することになりました。資料をご覧ください。上半分がA分類です。A分類がaとbに分かれることになりました。aは農地として利用されていないが、トラクターで耕起すれば、農地として利用できるもの。一年生の雑草や多年生、雑草が生えている状態や、1メートル未満の低木が生えているものがあたります。bは重機を使わないと農地に戻せないものが該当します。

次にB分類で、森林・原野化し、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地が該当し、これに該当すると、農業委員会に諮り非農地とすることができます。このBとbの分け方として、農地として復旧する価値があるものをb、立地状態や形状など農地として復旧するまでもないものをBとしてください。なお、重機の要否に関しては、農業委員さんの主観でかまいません。なお、これまでに報告しているすべての農地について、a, b, Bの分類が必要となりますので、付箋がついている場所については、すべて記入をお願いします。提出締切は9月28日とします。それまでに報告できるもの、地番を確認したいものなどは個別に提出していただいてもかまいません。

皆さんに報告いただいた情報は事務局でとりまとめて、1筆毎国に報告します。報告後、農地法第32条による利用意向調査を行い、書面により、次のことを農地所有者に確認します。農地中間管理事業を利用して原則10年以上、農地を貸し付けるか、所有権の移転又は賃借権などの権利設定を行うか、自ら耕作するか、その他での活用、例えば畜産農家と連携し牛を放牧するとか、景観作物の植栽などで活用する意思を確認します。

耕作放棄地再生の補助事業等の利用を考慮される場合は、農業振興地域内の農地でA分類にあげておく必要がありますので、事前に相談してください。

また息子さんなどに経営移譲して農業者年金を受給している方の農地(息子さん名義の農地になっている)も、遊休農地であると年金停止の理由になりますので、事務局で所有者の確認をした後、耕作再開等の指導をお願いすることになります。

森林や原野化している農地、Bと判断された農地は、非農地判断をするため農業委員会に諮りたいと考えています。農振農用地については、農振農用地から除外後に非農地の手続きとなります。非農地判断は農業委員会が判断し、土佐町長が登記を変えることができるように最近、法が変更されています。登記を変更するためには写真など必要な書類や、手順がありますが、まだ詳細については、示されておりません。新しい情報がわかり次第、総会で共有したいと思っています。

もう一つ、該当する方にのみ配布しておりますが、農振農用地の見直しについて、現在、農地の活用がないのではないかとと思われる小字について、航空写真を配布しています。この字については、農地の有無を確認のうえ、表紙に記入し、提出をお願いします。提出は同じく9月28日です。この件については、字の場所がわからないなど、困難なことがあるとおもいますので、わからないところは、個別に相談をお願いします。これを基に農振農用地の全体見直しをします。

農振農用地については今年が見直しの年なので、今までに遊休農地と判断した土地について、所有者から耕作再開の申し出がされない場合や、所有者が不在の場合は農振農用地から除外し、その後非農地判断の手続き予定です。

次回の総会予定についてお知らせします。今回は8月27日、金曜日です。開催する場合は、開催通知を郵送します。

私の方からは以上です。

会長：その他の件でなにか、質疑はありませんか。

会長：その他ございませんか。

会長：それでは以上で第7回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会長

和田正夫

議事録署名委員

西村 尚

議事録署名委員

組川 盛次